男鹿市で軽自動車タクシーを導入します！！

軽自動車タクシーの導入について

令和８年１１月２４日（火）より、男鹿市タクシー事業者において、導入車両の基準※を満たした「軽自動車タクシー」の運行を開始する予定です。

これらの「軽自動車タクシー」は、小回りが利くため、積雪時の道路や坂道、狭い道路でも運行しやすいほか、車両サイズが比較的コンパクトで運転しやすいことから、女性をはじめとする乗務員の運転負担の軽減が期待されています。

あわせて、新たな乗務員の確保や人材の裾野拡大につながるものと考えています。

※ 導入車両の基準 ☞ ①と②を有した車両

①セーフティ・サポートカーＳ（サポカーＳ）ベーシック以上の機能

区　分	搭 載 機 能
ベーシック	低速衝突被害軽減ブレーキ（対車両） ペダル踏み間違い急発進抑制装置

②ドライブレコーダー（前方及び車内）

≪その他Ｑ＆Ａ≫

Ｑ１：乗車定員は？
Ａ１：お客様は３名までです。（乗務員は除く）

Ｑ２：軽自動車タクシーの運賃は？
Ａ２：現在の「普通車」のタクシー運賃と同じになります。

Ｑ３：軽自動車と普通車のタクシーは選べるの？
Ａ３：選べます。
軽自動車タクシーを導入しているタクシー会社のタクシーを呼ばれる際は、どちらがよいか申し出てください。
なお、タクシー乗り場で待機している軽自動車タクシーに乗りたくないというお客様は、次の方に譲っていただき、普通車タクシーにお乗りください。

お問い合わせ先

一般社団法人 秋田県ハイヤー協会
〒010-0962
秋田市八橋大畑二丁目１２番５３号
☎ 018-864-1351
📠 018-864-1353